

三 監 第 2 3 号  
平成 2 8 年 5 月 6 日

請 求 人 XXXXXXXXXX 様

三田市監査委員 永 徳 克 己

同 家代岡 桂子

住民監査請求について（通知）

平成 2 8 年 3 月 2 8 日付で收受した三田市職員措置請求書（住民監査請求書）については、別添のとおり、地方自治法第 2 4 2 条に規定する住民監査請求として受理できないものであると判断しましたので通知します。

# 住民監査請求について

## 第1 請求人の住所・氏名

[Redacted]  
[Redacted]

## 第2 請求の要旨

請求人からの請求の要旨については、下記のとおりと解しました。

### 1 請求の理由

- (1) 平成28年1月4日付で提出した住民監査請求（以下「1月4日付の監査請求」という。）に対する同年3月3日付三監第157号の監査の結果（以下「3月3日付の監査結果」という。）において「これらのことからすると、本件連合会（「[Redacted]連合会」をいう。以下同じ。）への加入承認の手続をいかに行うかは、本件連合会の内部規律に属する事項として、この適否は住民自治を尊重する観点から第一義的には本件連合会の自主的な判断に委ねるべきものであり、三田市としては、原則として、本件連合会への加入承認の手続の適否の詳細まで確認しなければならない義務はなく、本件委託（「平成27年度分の行政事務委託」をいう。以下同じ。）契約に基づき本件連合会が代金受領の委任先として指定する口座に支払すれば足りるものであると解されることから、本件連合会からの本件コミュニティ部（「[Redacted]コミュニティ部」をいう。以下同じ。）に対する本件委託料の代金受領の委任については、不合理な点はないものであると判断しました。」との記述がある。

監査制度には、監査結果に対する不服措置が規定され、訴訟ができることされている。しかし、今回の監査請求は、監査結果に対する不服措置としての位置づけではなく、監査委員の監査措置に対する監査請求の位置づけであると主張する。過日の本件コミュニティ部の本件連合会への新規加入に関する不正な手続に関する監査請求の次元を超えた、別の次元の監査請求であると判断している。

しかし、監査制度は、職員措置が対象であることから、監査委員の監査措置に対する監査請求などはできない。よって、職員措置を追求しながら、その次元を超えた部分に言及していることを理解してほしい。本当に実施したい監査請求は、その次元を超えた部分のこのことを主張できる、三田市の法的根拠を、監査委員は請求人に示してほしいというものであることから、本件コミュニティ部を具体的な事例として位置づけて論を展開しているが、その次元とは別の次元の監査請求であることを主張する。

- (2) これに関連し、下記のような内容の住民監査請求をする。このことを主張

できる、三田市の法的根拠を、監査委員は請求人に示してほしい。「原則として、～中略～ 確認しなければならない義務はなく」は、法律ではない。「不合理な点はない」とする法的根拠がない。

なぜ、「原則として、～中略～ 確認しなければならない義務はなく」、なのか。今回のように、証拠を提示して、不正や不当を訴え、指摘しているような場合は、原則として確認する義務があるのではないのか。原則としてというときの原則とは、三田市ではどんなときなのか。三田市の法的根拠を、監査委員は請求人に示してほしい。（私的な内容であるが、スーパーでおつりを受け取ったら、そのままポケットにねじ込んでいる。いちいち確かめるようなことはしていない。店員が小銭をレジスターから集めている姿を見て、原則どころかまったく疑念をいだかない。日本という文化である。しかし、一万円札を渡したとき、五千円札の扱いを受け、おつりが少ないときなどは指摘する。その反対におつりが多い場合は、そのことを指摘している。）この監査結果の通知の文脈では、後半部分が欠如している。原則として、確認しなければならない義務はない。しかし、原則の範囲を超えた場合は、確認する義務があるのではないか。

最初に浮かんだ法令が、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の職務専念義務で「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」とある。本件連合会から三田市に提出された文書に、不正があることは、職務に専念しているならば、本来きちっと職員が見抜かねばならない。当然、証するものの提出を求め、確認する業務は、職務である。職務に専念していないから、このように、不正を見逃し、不正を外部から指摘されるのであり、外部から指摘されてもなお、確認する義務はないと主張するならば、三田市職員は、職務専念義務を果たしていない。責を有する職務である。このような職員は、処罰の対象になると思われる。このような論の展開を、三田市ではあちこちで見ると。この監査請求の陳述のときに、いくつか事例を提示する。このことを主張できる、三田市の法的根拠を、監査委員は請求人に示してほしい。その上で、「原則として、～中略～ 確認しなければならない義務はなく」と主張するのでなければ、ただの精神論である。過日の監査結果では、昭和30年代（半世紀が経過している。）の法令や判例を提示しながらの説明でさすがの監査と思うが、なぜか、この種の内容の論の展開に関しては、法の提示がない。そもそも、総会を開催していない本件コミュニティ部に行政事務委託料の支払をすることが、不合理ではないと監査委員が判断するのであれば、どの法による判断か明示する必要がある。ここでも、法の提示がやはりない。これは監査ではない。

監査制度は、今回のように、証拠を提示して指摘しているような場合は、

監査する権限をもって、関係職員に説明を求め、証するものを請求し、財務会計の適正化の立場から、三田市の市政の姿勢を正す一翼を託されているのではないのか。原則を超えているのに、原則の位置にいつまでも固執しているのは、監査はできない。そもそも。監査を請求されること自体が、原則を超えていると判断するべきである。

(3) これに関連し、下記のような住民監査請求をする。

3月3日付の監査結果において「本件コミュニティ部が本件連合会に加入承認されたことについては、本件連合会からの平成27年9月29日付の通知文書により確認している。」との記述があるが「通知文書」が、監査請求に対する疑念を解消するものに値しない杜撰な文書である。よって、監査委員は、監査請求に対する疑念を解消するものに値する証拠能力のあるものの提示を職員に勧告し、それが提示できない場合は、1月4日付の監査請求と同様の措置を求める。

また、この他に下記の記述がある。

ア 関係職員から「本件コミュニティ部が本件連合会に加入承認されたことについては、本件連合会からの平成27年9月29日付の通知文書により確認している。」「自治会は自主的で任意の自治的団体であり、市がその主体的活動に対して関与することは理にかなわない。よって、本件連合会への加入承認についても、本件連合会の所定の手続を経て加入承認されるべきものであり、市はこの加入承認に関与していない。」「代金受領の委任先についても本件連合会への加入承認と同様に、本件連合会が選定することであり、そのことに対して市が関与する余地はない。」との旨の説明を受けました。

イ 本件連合会からの本件コミュニティ部に対する本件委託料の代金受領の委任については不合理な点はないものであるとともに、本件コミュニティ部に対する本件委託料の支払については三田市に財産上の積極的損害又は消極的損害を与える若しくはそのおそれ（可能性）があるものではないことから、この支払が自治法（地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。以下同じ。）第242条第1項に規定する不当な支出となるものではないと判断しました。よって、請求人の主張には理由がなく、措置の必要を認めることができませんでした。

関与していないとする本件連合会の問題ではなく、三田市にバトンが来てからの、三田市の職員の責のある職務としての措置に関する監査請求であることから、過日の監査請求事案とは次元の異なる別の次元の事案である。関係職員が確認したと説明したら、監査委員の確認が完了するのであれば、この監査は未熟である。

上記のアにおいて「関与していない」と主張されていることについては、異議はない。折しも、平成28年3月16日付で三田市オンブズパーソンか

ら三田市長に提出された「公私協働時代における職員の職務専念義務のあり方」についての調査結果通知書をも、外部団体の業務は、上司による、職務専念義務を免除する承認が必要とされ、三田市職員の職務ではないものに関与する資格がもともとない。(しかし、時間外勤務手当などを請求していることから大きな問題がある。まず第一に、職務専念義務を免除する承認を与えた上司が、同一の職員に対して時間外勤務命令を出すなどあり得ない。)

上記イにおいても「不合理な点はない」と判断されたことが正しいのであれば、文脈上は不当な判断ではないこととなる。しかし、請求人は、監査委員の不合理な点はないという判断に過誤があることを指摘する。正しくないのである。すると、文脈上、不当な判断ではないとした内容が、不当な判断になる。新規加入の手続が不正な団体に対して、業務を委託すること自体が「不合理な点である」と法的に判断している。過日の監査における履行している事実をもって、行政事務委託料の支払を可とする判断と同等の法の適用を誤った判断である。また、本件委託料の代金受領の委任についても、この文書を作成している者が、本件連合会の事務局をしているとし、また、時間外手当等を請求している三田市のコミュニティ課の職員であるという点も不合理である。職務専念義務の免除の承認がなされていない平成27年度の三田市の職員が作成している。勤務時間内、勤務時間外を問わず、三田市の職員の責のある職務ではない。ましてや、三田市の所有物であるパソコンを使用して作成する等は「不合理な点はない」と判断する以前の問題である。

しかるに、住民監査請求は、職員の責ある職務の措置に関する不法、不当を指摘し、市への財務会計上の損害等を回復することを目的としているため、上記の監査結果は、請求人の意図するところと大きな黍離が生じている。的外れである。ピンポイントで指摘するならば、関係職員から「本件コミュニティ部が本件連合会に加入承認されたことについては、本件連合会からの平成27年9月29日付の通知文書により確認している。」の部分である。

通知文書により確認したとする通知文書は、「XXXXXXXXXX連合会への新規加入自治会について(通知)」であり、この文書1枚だけである。添付資料はない。宛先は、「各関係者」となっており、本件連合会会長の印もない。細かい指摘をするならば、区分所有者と賃借人で構成されている組織で、コミュニティ部と自称している組織で、総会も開催していないのに規約や役員が決まったとしている。本件連合会の会則では自治会等の「等」に該当するもので、自治会と表記するのは大きな誤解を与える。

通常、申請書、届出書等には、その該当文書にそのことを証するものが添付される必要がある。新規加入しようとしている自治会等が、本件連合会にその加入を申請する場合は、三田市と本件連合会が共同発行している「地域活動ハンドブック」の連合会加入承認申請書を提出し、添付資料として、③

構成員、④規約、⑥総会資料等を提出する。(平成27年度には、「地域活動ハンドブック」の新規発行がなされていないが、平成28年3月3日にコミュニティ課職員に対して、このルールの変更は現時点ではないとを確認した。また、三田市市税条例(昭和32年条例第12号)第71条によるコミセン等の固定資産税の減免申請においても、申請書には、登記簿謄本のような証するものの添付がやはり記載されている。このように、通常、申請書、届出書等には、その該当文書に、そのことを証するものが添付される必要がある。)

よって、「本件コミュニティ部が本件連合会に加入承認されたことについては、本件連合会からの平成27年9月29日付の通知文書により確認している。」のであれば、この通知文書に何も添付されていないことにより、何を確認したと証言しているのか。反対の表記をすれば、この状態では、確認している証拠がない。請求人からの本件コミュニティ部は総会を開催していないことから地域住民の承認が得られていないという指摘に対して、本件コミュニティ部は総会を開催したので地域住民の承認が得られているという証拠が必要である。請求人は、証拠を提示して指摘している。関係職員は、証拠を提示してほしい。請求人は、監査委員が、関係職員に、確認している証拠を提出させるよう求める(勧告)。これが本来の監査である。関係職員が、確認していると証言しているから、確認したのだとする監査では、監査の大役が果たせない。後で述べる切手の換金問題では、切手の使途が追求されたようである。今まさに、各自治会の総会があちこちで開催されている。その中で会計報告には、かならず領収書の添付がなされ、監査担当者が会計と照らし合わせて監査をしている。三田市の監査制度に基づいてなされる、行政のこのような監査で、こんな基本的な内容がスルーされているとは考えられない。監査委員は、何をもって、「本件コミュニティ部が本件連合会に加入承認されたこと」を確認されたのか。今回の監査請求において、この証するものを、請求人に提示された上で、上記ア及びイの監査結果の通知をされることを求める。その上で、「本件コミュニティ部が本件連合会に加入承認されたこと」を確認したと監査委員が主張することを求める。監査制度は、職員措置に対する請求である。過日の監査請求でも、関係職員の「欺罔行為」を6つも指摘しているが、関係職員の回答の中に隠れている不当な回答を指摘し、その不当な措置の結果生じた、三田市の財務会計上の損害を回復することを求める。

例がよくないが、まさに同様の事例なので、下記の事例を引用すると、①議員が切手を大量に購入したという話があったが、議員と切手の関係に問題はない。②領収書を添えて政務活動費を請求したが、手続に問題はない。③関係機関が、政務活動費を支払ったが、手続に問題はない。それならば、なぜいま、司法の手にかかる事件になっているのか。④上記の手続と別のとこ

ろに問題がある。購入した切手を換金し、政務活動以外に使用したということが明らかになったからである。これは問題である。

「本件連合会への加入承認についても、本件連合会の所定の手続を経て加入承認されるべきものであり、市はこの加入承認に関与していない。」「代金受領の委任先についても本件連合会への加入承認と同様に、本件連合会が選定することであり、そのことに対して市が関与する余地はない。」という内容を上記の事例と関連づけると、①本件連合会が承認し、②行政事務委託料の支払を請求してきたので、③代金受領委任先に支払った、となる。何か問題があるのか。①から③までの手続には、不合理な点はない。④まったく別のところに問題があるのである。切手の換金という事例に該当するような、①から③までの手続とは離れたところに問題があるのである。④本件連合会が定めた、新規加入に関する6つの加入基準がクリアされていないのである。①が別個の理由により不正になるのである（切手を換金に該当）。必要な添付資料が添付できないのである（今からこれを作成すると、捏造などという概念が浮かんでくる。）。これを、加入基準がクリアされているとして、本件連合会への加入を承認したとする（本件連合会会長が責任を有すべき）通知を出したことが問題なのである。この経過を三田市の関係職員は、平成27年7月3日の[ ]連合自治会、[ ]連合自治会の役員との打ち合わせで認知済である。平成27年7月3日の関係職員の勤務状況が問題になるかも知れない。

- (4) これに関連し、承認申請を受理し、会則に則って審議し、承認したとする、本件連合会から三田市へ、本来あるべき書式の報告の手続がないので、本件連合会に正式な報告を提出するよう求める措置をするよう関係職員（市長）に勧告してほしい。

連合会加入承認申請書をみると、代表者印とあり、この新規加入の承認を申請する行為において、本件連合会は押印を要求している。しかるに、本件連合会から三田市への新規加入承認報告が、このようなないないづくしの杜撰な通知書で処理されていることに、三田市の関係職員の責ある職務の措置に疑問を呈する。「本件コミュニティ部が本件連合会に加入承認されたことについては、本件連合会からの平成27年9月29日付の通知文書により確認している。」という回答は、三田市の行政におけるたくさんの問題を感じさせる。この先には、三田市の行政事務委託料の支払という公金を措置する行為があるのである。この公金の支払に関する関係文書の決裁では、他の部署のたくさん関係職員の決裁印を確認している。押印の問題もさることながら、宛先は、当然、三田市長である。証するものの添付が必要である。三田市の関係職員は、責ある職務として正しく措置すべきである。結果として、これは、三田市の公文書になる。公開制度の対象になある。まったく別の案件であるが、地位確認訴訟中の自治会がある。証拠を提示して、懸命に地位

を訴えている。しかるに、総会も開催していない、地域の住民の承認も得られていない本件コミュニティ部のような組織が、このようなないないづくしの杜撰な措置で、本件連合会の加入を承認したとされ、三田市にも承認されたとし、行政事務委託料の支払がなされたという実態に、三田市の市政の姿勢に大きな疑問を呈する。まもなく、本件委託業務完了の報告文書が作成され、三田市に届けられる。総会を開催していないので、規約の承認もない、役員の承認もない組織の誰が報告してくるのか。三田市は受理するのか。

- (5) これに関連し、三田市の審査の結果、本件コミュニティ部の新規加入の手続が正しく処理されていると判断した場合は、三田市から本件連合会へ三田市の審査の結果、三田市が正式に承認をしたという、本来あるべき書式の報告の手続がないので、関係職員（市長）に、本件連合会に承認の通知を提出するよう勧告してほしい。

上記(4)における指摘の反対である。本件連合会から、新規加入の通知（不備が多々ある。）があったにもかかわらず、三田市がその加入を承認したという通知がなされていない。連合会加入承認申請書を提出してきて、本件連合会が規約に則って承認したとして、本件連合会は関係各位に通知を出している。しかるに、三田市が、本件連合会の通知を受けて、審議し、承認したことを通知する手続がない。三田市の職員の責ある職務としての措置に疑問を呈する。三田市の行政におけるたくさんの問題を感じさせる。この先には、三田市の行政事務委託料の支払という公金を措置する行為があるのである。公金の扱いに対する三田市の市政の姿勢がおかしいと思われる。平成27年10月13日、本件連合会長から三田市長へ、連合会長ではどうも報告できない数字の報告がなされている。連合会長名で押印されている文書である。実態は、コミュニティ課の職員が作成したと考えられる。このように措置にぬかりなく配慮するならば、三田市の審査の結果、三田市が正式に承認をしたという、本来あるべき書式の報告の手続は必然である。結果として、これは、三田市の公文書になる。公開制度の対象になる。現時点では、この文書が存在していない。結果として、三田市は、本件コミュニティ部を承認していないことになるのではないか。行政事務委託料の支払がすでになされていることから、不正な支払に関して、本件コミュニティ部からの返戻を求める。

## 2 事実を証する書面

請求人からは事実を証する書面として下記の書面が提出されました。

- ・ [REDACTED]連合会への新規加入自治会について（通知）（平成27年9月29日付）
- ・ 平成28年2月15日にいただいたご意見への回答について（平成28年3月1日三コ第316号）
- ・ 請求人から三田市長への文書（「平成28年2月15日にいただいたご意見への回答について」における回答が、まったくの的はずれであるとして、



あらためて、文書での回答を求める旨の文書（平成28年3月8日付）

- ・ 「公私協働時代における職員の職務専念義務のあり方」についての調査結果通知書（平成28年3月16日平成27年度自己発意第1号）に関する新聞記事（平成28年3月17日）

### 第3 住民監査請求として受理できない理由

平成28年3月28日で收受した三田市職員措置請求書（住民監査請求書）（以下「本件措置請求書」という。）及びこれを補正するものとして同年4月8日付で收受したH28年3月28日三田市職員措置請求における補完資料その①、同その②及び同その③による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）について、監査委員会において審査した結果、下記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条に規定する住民監査請求として受理できないものであると判断しました。

#### 1 同一住民からの同一の行為を対象とする住民監査請求

同一住民からの同一の行為を対象とする住民監査請求については、これを不適法とする判例（昭和57年（行ツ）第164号 町有財産売却処分違法確認等及び共同訴訟参加 昭和62年2月20日 最高裁判所第二小法廷 判決民集第41巻1号122頁。以下「本件判例」という。）があり、下記の旨が判示されています。

- ・ 自治法第242条第1項の規定による住民監査請求に対し、同条第3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、同法第242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項第1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。所論は、先の監査請求と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求であっても、新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を資料として提出する場合には、別個の監査請求として適法である旨主張するが、かかる見解は採用することができない。
- ・ けだし、住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものであって、監査委員は、監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたって監査することができないとされているものではなく、住民の主張する違法、不当事由や提出された証拠資料が異なることによって監査請求が別個のものになるものではないからである。

- ・ また、住民監査請求の制度は、住民訴訟の前置手続として、まず当該普通地方公共団体の監査委員に住民の請求に係る行為又は怠る事実について監査の機会を与え、当該行為又は当該怠る事実の違法、不当を当該普通地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものであると解せられるところ、自治法第242条の2第1項は、「普通地方公共団体の住民は、前条第1項の規定による請求をした場合において、～中略～ 裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもって次の各号に掲げる請求をすることができる。」と規定し、住民訴訟は監査請求の対象とした違法な行為又は怠る事実についてこれを提起すべきものとされているのであって、当該行為又は当該怠る事実について監査請求を経た以上、訴訟において監査請求の理由として主張した事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されていないものと解せられる。したがって、主張する違法事由が異なるごとに監査請求を別個のものとしてこれを繰り返すことを認める必要も実益もないといわざるを得ない。
- ・ 右と同旨の見解に立ち、原審の適法に確定した事実関係の下において、上告人A1、同A2、同A3の第二回監査請求は第一回監査請求の反復であって不適法であるとした原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

## 2 住民監査請求において対象とする行為

### (1) 住民監査請求の対象とする行為の摘示

自治法第242条に規定する住民監査請求は、同法第75条に規定する住民による事務監査請求の制度のように、地方公共団体の事務一般の違法又は不当を問題とするための制度とは異なり、地方公共団体の財務会計の適正な実現を目的として、租税その他の公租公課を負担する住民に、その個人的な利益とは直接には関係なく請求を認めた制度であるとされています。

このため、住民監査請求において対象とされる事項は、自治法第242条第1項所定の財務会計上の行為に限られていることから、財務会計上の行為ではない、すなわち財務的処理を目的としない一般行政目的上の行為は、住民監査請求の対象とはならないものであるとともに、請求人は対象とする違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、他の事項から区別し特定して認識できるように、個別的、具体的に摘示することを要することとされています。

また、この住民監査請求の対象として何を取り上げるかは、基本的には、住民監査請求をする住民の選択に係るものであるとされています。

### (2) 本件監査請求において監査対象とする行為

本件措置請求書について、監査委員会会議において審査した結果、本件措置請求書において住民監査請求の対象とする財務会計上の行為について、個別的かつ具体的に摘示されていなかったことから、これを個別的かつ具体的に

摘示するよう補正を求めたところ、下記のとおり摘示されました。

- ・ 三田市の関係職員が、確認作業を怠った結果、本件コミュニティ部は、行政事務委託料を受け取る資格を有していないのに、三田市は、本件連合会の受領委任を受けた本件コミュニティ部に行政事務委託料86,420円を平成27年10月30日に支払している。この支払は、不当なものであるので、三田市長は、返戻措置をとる必要がある。

(3) 1月4日付の住民監査請求において監査対象とする行為

1月4日付の住民監査請求については、平成27年10月30日に本件コミュニティ部に対して本件委託料86,420円を支払されたことについて、本件委託料の支払を受けるには本件連合会に加入していることが条件とされているところ、本件コミュニティ部は、本件連合自治会会則、本件連合会会則により規定されている6つの加入基準を満たしていないものであり、本件連合会への加入承認ができないものであるにもかかわらず、加入承認がなされ、本件委託料の代金受領の委任を受けて、この支払を受けていることから、この支払が不当な公金の支出に当たるとして、三田市長が本件コミュニティ部に対してこの返戻措置を講じるよう求めるものであると解し、これを監査対象としました。

また、1月4日付の監査請求は本件監査請求と同一住民から請求されたものとなっています。

### 3 結 論

上記のとおり、本件監査請求と1月4日付の監査請求は、同一住民から請求されたものであるとともに、いずれも平成27年10月30日に本件コミュニティ部に対して本件委託料86,420円を支払されたことを監査対象とするものであるところ、本件判例において「同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」と判示されています。

一方、監査対象とする行為が不当であると主張する事由については、若干の差異があるものの、本件判例において「主張する違法事由が異なるごとに監査請求を別個のものとしてこれを繰り返すことを認める必要も実益もないといわざるを得ない。」と判示されています。

これらのことからすると、本件監査請求は1月4日付の監査請求の反復であって不適法なものであることから、自治法第242条に規定する住民監査請求として受理できないものであると判断しました。